

お願い 町税や料金の納付は口座振替にてお願いします

町では、町税・料金等の効率的な徴収、納税者の利便性の向上に向けて口座振替による納付を推奨しています。趣旨をご理解頂き、口座振替納付にご協力をお願いします。

また、今年度末をもって納税組合による納付制度を廃止し、令和4年4月から全て個人単位の納付になります。現在、納税組合で現金納付をしておられる方は、お早めに口座振替の手続きをお願いします。（既に口座振替納付をされている方は、手続きは必要ありません）

〈対象となる税金・料金〉

軽自動車税・町県民税・固定資産税・国民健康保険税
介護保険料・後期高齢者保険料
水道料・下水道料・住宅料

〈対象金融機関〉

山陰合同銀行・鳥取銀行・鳥取西部農協・ゆうちょ銀行

（どの支店や支所でも手続きできます）

※お届け印をご持参のうえ、金融機関の窓口で手続きをしてください。

町内の金融機関には手続きに必要な口座振替依頼書が置いてあります。町外の金融機関で手続きされる方は、口座振替依頼書を送付しますので住民課までご連絡ください。

☎ 住民課 TEL：82-1112

お知らせ 鳥取県最低賃金改正のお知らせ

令和3年10月6日から、鳥取県最低賃金が時間額821円に改正されました。

最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

なお、最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

☎ 鳥取労働局労働基準部賃金室
TEL：0857-29-1705

お知らせ 小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は国がつくった共済制度で、個人事業主（共同経営者含む）または会社等の役員の方が事業を廃止された場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入もできるおトクで安心な共済制度です。小規模企業共済は（独）中小企業基盤整備機構が運営し、商工会、商工会議所、金融機関の本支店などの窓口で取り扱っています。ホームページは「小規模共済」で検索してください。

☎ 独立行政法人中小企業基盤共済相談室 TEL：050-5541-7171（平日：9：00～17：00）

お知らせ 子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)について

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

令和3年9月分の児童手当を支給された方には12月中に給付しますが、以下の対象の方は申請が必要です。

- ☎ ・令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生)のみを養育する方
・新生児(令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児)を養育する方

※対象の方には、案内通知を送付します。

※給付金の支給を希望しない方は、「受給拒否届出書」の提出が必要になります。

先行支給額：対象児童1人につき、5万円

☎ ・ ☎ 福祉保健課 TEL：82-0374

お知らせ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

低所得の子育て世帯向けの給付金の申請締め切りが近付いています。以下の条件に該当され、まだ申請されていない場合は、相談もしくは申請してください。

☎ 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する方のうち

- ・令和3年1月1日以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入になった方
- ・高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方

支給額：対象児童1人につき、5万円

申請期間：令和4年2月28日（月）まで

☎ ・ ☎ 福祉保健課 TEL：82-0374

お知らせ 「THE 社会人～働く人のルールブック～」 (無料配布中)

働くときに知っておきたい法律知識、ハラスメント防止や社会保険制度、相談窓口などをまとめた「THE社会人～働く人のルールブック～」が令和3年11月に改訂されました（A5判、p74）。

【費用】 無料配布中

【その他】 みなくるでは、働くときの疑問や困りごとなどのご相談も受け付けています。

例) 有休について教えてほしい、職場の人間関係で悩んでいる、辞めたいけど引き止められるなど

☎ 労働相談所みなくる米子 TEL：0120-662-396

（月～金、9：00～17：30）

